

1 2 平成 29 年度えいけんプラン

えいけんプラン



衛生研究所（吉見町）

平成 29 年 4 月

目 次

1	衛生研究所の業務の基本方針	1
2	平成29年度えいけんプラン策定の趣旨	2
3	平成29年度事業実施計画	3
I	重点事業	3
1	感染症検査体制と情報発信力の維持・強化	3
2	食の安全・安心のための新たな検査体制の確保	4
3	将来に向けた技術の維持・向上のための取組み	5
II	項目別事業実施計画	6
1	調査・研究	6
2	試験・検査	8
3	試験・検査の信頼性を確保するために	12
4	研修・指導	15
5	公衆衛生情報等の収集・解析・提供	17
6	職員の資質向上	20
7	健康危機に対応する体制の構築	22
8	産学官連携及び県民に開かれた研究所	23

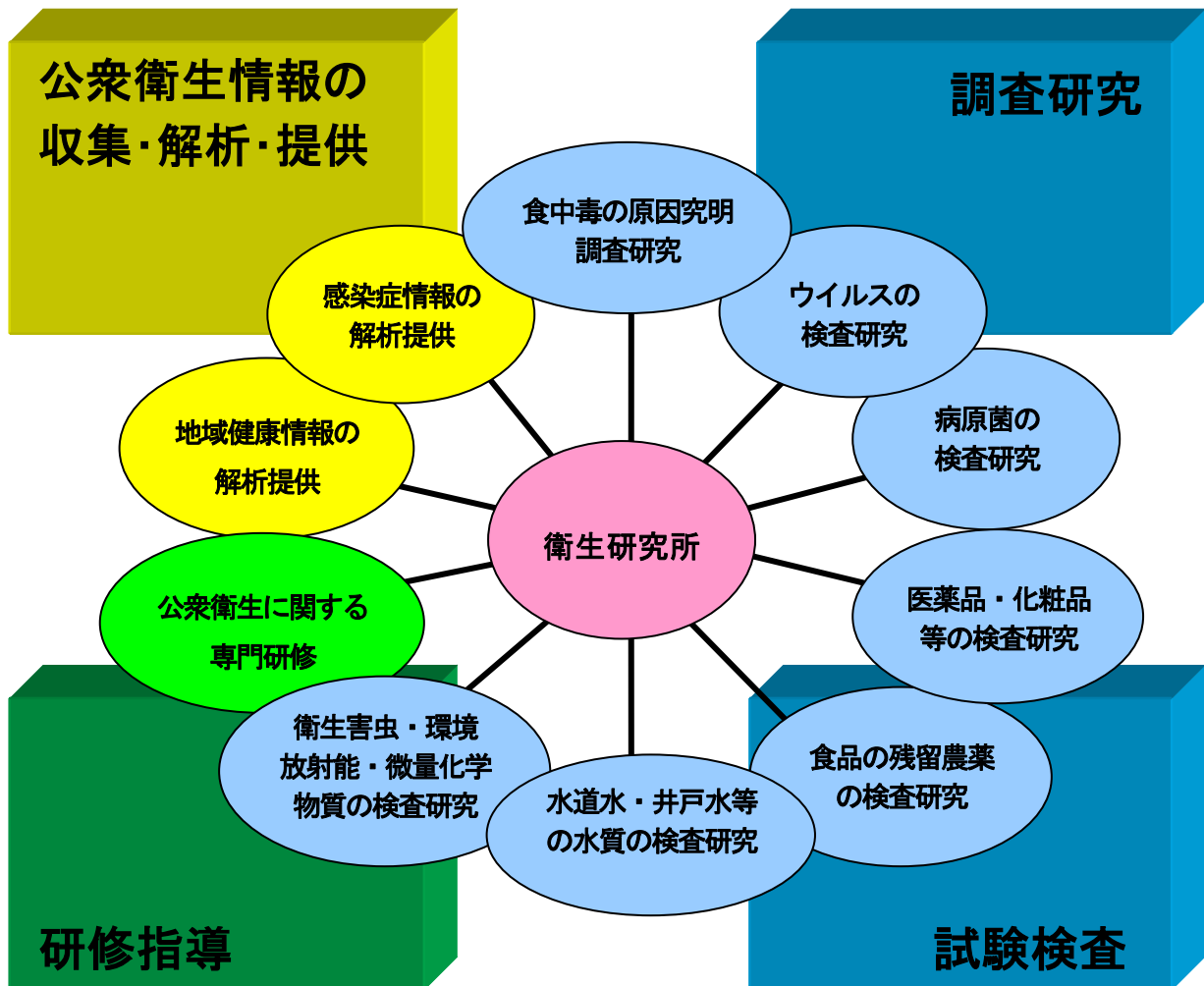
1 衛生研究所の業務の基本方針

衛生研究所は、埼玉県における衛生行政の科学的、技術的中核機関として、県民の疾病予防、健康の保持増進、公衆衛生向上のために、調査研究、試験検査、研修指導及び公衆衛生情報等の収集・解析・提供等を行っていきます。

○衛生研究所の設置根拠

地方衛生研究所設置要綱（平成9年3月14日厚生事務次官通知）

〔衛生研究所の業務〕



2 平成 29 年度えいけんプラン策定の趣旨

平成 28 年は、ブラジルでの流行に端を発したジカウイルス感染症が世界各地に飛び火し、輸入例ではありますが日本でも患者が発生しており、2 月に 4 類感染症に指定されました。

また、夏には関西空港を中心に麻しんの流行がありました。そのほか、ノロウイルスの変異株や薬剤耐性菌の出現等多くの課題が生じています。

このように国内外を問わず新たに問題となる様々な感染症を迅速かつ正確に診断するための緊急検査体制を構築すべく、衛生研究所の日常の研鑽研究による機能強化がますます必要となっています。

一方、食の安全面では、食料自給率がカロリーベースで約 4 割と低い中、輸入食品の届出及び重量が増加しており、今後さらなる輸入食品の検査体制の充実・強化が必要です。

感染症や食品の検査技術は日々進歩しており、従来の検査手法にとどまらず、新たな検査手法の導入についても積極的に進めるとともに、将来にわたって高度な検査技術を維持していけるよう研究や職員の育成を進めていく必要があります。

こうした時代の要請を踏まえ、必要な体制を確保し計画的に業務を運営できるよう、平成 29 年度の事業実施計画「えいけんプラン」を策定しました。

3 平成 29 年度事業実施計画

I 重点事業

1 感染症検査体制の維持・強化

SARS（重症急性呼吸器症候群）、MERS（中東呼吸器症候群）等の 2 類感染症や、県民の生命と生活の質に重大な影響を及ぼす感染症について、病原体検査体制を維持・強化します。また、様々な機会を通じ、収集・解析した情報を迅速かつ分かりやすく医療機関や県民に発信します。さらに、検査の信頼性確保を一層推進します。

<重点事業の概要>

(1) 感染症検査体制の維持・強化

①迅速かつ正確な緊急検査体制の維持・強化

SARS、MERS、鳥インフルエンザ（H5N1、H7N9）をはじめとする 2 類感染症等、県民の生命への影響が大きい感染症に関しては休日、夜間を含め常時、迅速に検査が実施できるよう、検査体制や検体搬送体制を維持、強化します。

②脳炎、麻痺、先天性障害等後遺障害を残す感染症に対する検査機能及び流行状況情報発信力の強化

エンテロウイルス、ヘルペスウイルス、日本脳炎ウイルス、ジカウイルス等の検査、検索機能を強化し、早期の原因究明と医療機関、県民への情報提供を充実、迅速化します。

(2) 検出病原体の詳細な解析と有効活用

検出病原体について遺伝子解析による詳細な調査を行い、病原性の特質、薬剤耐性変異の有無、流行型の推移、病原体の侵入経路や地理的分布状況等を解明します。その結果を、医療機関をはじめとする関係機関、県民へ情報提供します。

(3) 感染症検査の精度管理の充実

検査業務管理の推進、外部精度管理調査への積極的な参加、機器類の整備、職員の能力の向上により、検査の信頼性の一層の確保を目指します。

2 食の安全・安心のための新たな検査体制の確保

国外から輸入される食品は年々増加し、また多種多様になっています。このため、今年度の埼玉県食品衛生監視指導計画では、輸入食品を重点監視項目に位置付けています。

そこで、県内に流通する輸入食品等の検査を充実、強化し、食の安全・安心確保を図ります。また、食中毒対策の大きな課題であるノロウイルス検査体制も強化します。

<重点事業の概要>

(1) 食品添加物の検査強化

特に違反の多い α -ブチルヒドロキノン（TBHQ、酸化防止剤）やサイクラミン酸（甘味料）等の指定外添加物に関する検査を強化します。

(2) 食品用器具及び容器包装（食品接触材料）検査の導入準備

近年、食品用器具及び容器包装の規制法について見直しが検討されています。

国（厚生労働省）が進める食品用器具及び容器包装の試験法開発に協力するとともに、検査導入に向けて食品安全課及び保健所と協議・検討していきます。

(3) 放射線照射検知の検査強化

世界の 50 か国以上で、香辛料をはじめとする多くの食品に放射線照射が実用化されています。しかし、国内では発芽防止の目的で、ばれいしょに使用する以外に放射線照射は認められていないため、放射線照射された食品を検知する検査を強化します。

(4) ノロウイルス検査法の改良

食中毒疑い事例発生時に、より迅速にノロウイルス検査結果が出せるよう、検査法を改良します。

3 将来に向けた技術の維持・向上のための取組み

所内若手・中堅職員の研修計画を作成し、それに基づく OJT や外部研修に参加します。また、担当業務に関連する研究を奨励し、研究活動や学会での発表を支援します。

また、検査精度を維持・向上させるため、計画的に検査機器の更新を行うとともに、検査法や検査技術の進歩に合わせ、次世代シーケンサー等新たな検査機器や検査法の導入も検討していきます。

<重点事業の概要>

(1) 若手・中堅職員の研修計画の策定による人材育成

平成 28 年度に引き続き若手・中堅職員が、グループリーダー等と協議の上、担当業務に関する技術を習得するための研修計画を策定します。

また報告会や抄読会を開催して、論理的思考やデータのまとめ方等のスキルを向上させる機会を設けます。年度末には、研修報告書を提出して、成果の確認を行います。複数年度にわたり研修を継続実施して、検査技術の継承や向上を図ります。

(2) 成果に応じた研究発表の促進

年度途中で優れた成果が認められる職員には、学会等における研究発表の機会を優先的に与え研究の促進を図ります。同時に、埼玉県衛生研究所の研究成果を全国的に PR する機会を増やします。

(3) 計画的な検査機器等の更新と新たな検査法導入の検討

検査精度を維持・向上させるとともに、検査の迅速化・高度化に対応するため、計画的に検査機器類を更新します。

また、より詳細な病原体情報が得られる次世代シーケンサー等新たな検査機器や検査法の導入を検討していきます。

II 項目別事業実施計画

衛生研究所の業務を8つの項目に分け、具体的な事業計画を定めました。

1 調査・研究

県民の健康保持・増進、公衆衛生の向上に寄与し、行政上必要な試験検査業務を適切に行うため、各種の調査研究を行っています。

平成29年度に実施を予定している研究課題は次のとおりです。

(1) 衛生研究所調査研究事業（県単独予算）

実施に当たっては、内部評価委員会、外部評価委員会により、目標設定の適否、緊急性・必要性、研究手法、独創性・新規性の観点から多角的な評価を行い、研究課題を選定しています。

- ①ノロウイルスとヒトヘルペスウイルス6遺伝子の定量測定における精度管理に関する研究
- ②A種エンテロウイルスの血清型別法の構築
- ③埼玉県住民における日常食の放射能調査

(2) 厚生労働省の補助金を活用した調査・研究（厚生労働科学研究費等）

- ①新興・再興感染症のリスク評価と危機管理機能の確保に関する研究
- ②地方衛生研究所における病原微生物検査に対する外部精度管理の導入と継続的实施に必要な事業体制の構築に関する研究
- ③迅速・網羅的病原体ゲノム解析法の開発及び感染症危機管理体制の構築に資する研究
- ④食品由来薬剤耐性菌の発生動向及び衛生対策に関する研究
- ⑤ダニ媒介性細菌感染症の予防・診断・治療のための総合的研究
- ⑥食品由来感染症の病原体情報の解析および共有化システムの構築に関する研究
- ⑦動物由来感染症の制御に資する検査・診断・予防法及びサーベイランスの強化と事前対応に関する研究
- ⑧新興・再興感染症の発生に備えた感染症サーベイランスの強化とリスクアセスメント
- ⑨室内濃度指針値見直しスキーム・暴露情報の収集に資する室内空气中化学物質測定法の開発
- ⑩食品での新たな病原大腸菌のリスク管理に関する研究
- ⑪下痢症ウイルス感染症の分子疫学および流行予測に関する研究
- ⑫食品衛生検査を実施する試験所における品質保証システムに関する研究

(3) 委託を受けて行う調査・研究

- ①環境放射能水準調査
- ②食品残留農薬等一日摂取量実態調査
- ③食品に残留する農薬等の成分である物質の試験法開発に関する研究
- ④後発医薬品品質情報提供推進事業

(4) その他（共同研究として実施する調査・研究）

- ①ダニアレルギー症状に及ぼす患者住居環境介入の効果に関する研究
- ②ヒノキチオール包接複合体の安定性評価
- ③自然毒一斉分析法の確立
- ④下水処理施設における流入水及び放流水での腸管系ウイルスの実態調査

【研究評価】

(1) 内部評価委員会による研究評価

内部評価委員会は、所長、副所長、室長で構成し、すべての研究について事前評価、中間評価、事後評価を行います。

(2) 外部評価委員会による研究評価

外部評価委員会は、外部の学識経験者等で構成し、県単独の予算で実施する研究課題で、他の機関が審査し採択するもの以外の研究課題について事前評価、事後評価を行います。

【倫理審査及び利益相反管理委員会】

(1) 倫理審査委員会

埼玉県衛生研究所倫理審査要綱に基づき、平成 30 年度に行う研究について、内部委員及び外部委員（3 名）による委員会で、倫理的観点から審査を行います。

(2) 利益相反管理委員会

埼玉県衛生研究所利益相反管理要綱に基づき、産学官連携活動及び公的研究活動等に伴って生じる利益相反について、透明性を確保し、適正に管理することを目的に、平成 30 年度に行う研究について、内部委員及び外部委員（3 名）による委員会で、審査を行います。

2 試験・検査

衛生研究所は、県民の健康上の安全を確保するために様々な検査を行っており、保健所と連携した行政検査を実施する等、民間の検査機関にはない重要な役割を担っています。

法令に基づいて実施する検査や、健康被害が発生した際の原因究明を目的とした検査等、行政が必要と判断して実施する検査が中心です。

また、県内の衛生研究所を有さない保健所設置市からの依頼に応じた検査も行っています。

単なる検査結果の提供だけではなく、必要に応じて事前の相談から結果の分析等を含めた情報還元を行っています。

【法令等に基づく試験・検査】

(1) 感染症発生時の検査

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）」に基づいて感染症発生時に検査を行います。

- * 二類感染症の例 結核、ジフテリア、SARS、MERS
- * 三類感染症の例 コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフス、腸管出血性大腸菌感染症
- * 四類感染症の例 A型肝炎、E型肝炎、ジカウイルス感染症、デング熱、レジオネラ症

(2) 感染症の病原体検査

感染症法に基づき、感染症の発生状況や病原体情報を早期かつ的確に把握して流行を予測し、適切な予防措置を講じるために、病原体検査を行います。特に季節性インフルエンザについて重点的に実施します。

- * 検査対象 麻しん、風しん、インフルエンザ、RSウイルス感染症、手足口病、カルバペネム耐性腸内細菌感染症、バンコマイシン耐性腸球菌感染症

(3) 感染症流行予測調査のための検査

感染症の流行予測のため、県内在住者における風しん抗体検査を実施します。

(4) 結核患者発生時の検査

結核患者が発生した際に、結核のまん延を防止するため、家族及び同僚等の患者との接触者を対象にIGRA検査（血液検査）を実施します。

また、患者間の関連性をみる遺伝子検査（VNTR検査）を実施します。

(5) 食品の検査

県内で生産・製造・加工又は販売される不良な食品等を排除するため、食品製造施設等から食品衛生監視員が収去（抜き取り）したものについて、法律等で定める規格基準等の適合検査を実施します。

また、県民等から寄せられた苦情に関する食品等の原因究明のための検査を実施します。さらに、放射線照射食品検査体制を整備し対応を行います。

* 検査項目 微生物、残留農薬・残留動物用医薬品・食品添加物、重金属、放射能等

(6) 食中毒発生時の検査

食中毒の迅速な原因究明を行うため、食中毒事件発生時に便・食品・調理施設内のまな板等のふき取り検体について、遺伝子検査技術等を活用して、細菌・ウイルス・寄生虫（クドア等）の検査を実施し、食中毒の迅速な原因究明を行います。

また、化学物質による食中毒（植物毒、ヒスタミン、魚介毒等）は、衛生研究所の移転に伴い導入した高感度な分析機器を活用して、迅速に原因究明を行います。

(7) 腸管出血性大腸菌 0157 等による食中毒の原因究明のための検査

腸管出血性大腸菌 0157 等による食中毒発生時には、その被害の甚大性から、特に、原因食品の特定や二次汚染防止のため、保存食品、残品、飲食物を提供した施設等について、詳細な調査や検査を実施します。

(8) 水道原水・上水道等の検査

県民に供給する飲料水の安全確保を図ることを目的に、水道原水（浄化前の水）の有害化学物質等の検査を実施します。

また、荒川及び利根川水系の原虫類や河川水中の医薬品成分を調べる検査を実施します。

* 検査項目 農薬、非イオン界面活性剤、クリプトスポリジウム、医薬品成分等

(9) 水質監視のための検査

毎日飲む飲料水の安全性を確保するため、表流水、伏流水、井戸水等について、水質管理目標設定項目のうち 11 項目及び農薬 41 項目の検査を実施します。

(10) 衛生動物検査

食品衛生法に基づく異物混入の検査、不快感や刺咬被害を及ぼす衛生害虫の検査、室内塵中ダニ類の検査を実施します。また、デング熱等媒介蚊の発生予防対策のため、埼玉県内の公園における感染症媒介蚊のモニタリング調査を実施します。

(11) 放射能検査

原発事故により発生した放射性物質による環境及び食品への影響を把握し、適切な措置及び適切な情報提供を行うため、空間放射線量率等、環境中の放射能（線）のモニタリング測定や県内流通食品等の放射能検査を実施します。

(12) 医薬品等の品質の試験検査

医薬品等の有効性及び安全性を確保するために、薬事監視員が医薬品製造業者等から収去を行った製品について、品質に関する試験検査を行います。

(13) 医薬品等の規格及び試験方法の審査

厚生労働大臣から知事に委任された医薬品及び医薬部外品の製造販売承認申請書の規格及び試験方法の審査を行います。

(14) いわゆる健康食品や危険ドラッグの検査

県民の健康に危害を及ぼす恐れのある成分の有無について、いわゆる健康食品や危険ドラッグ*の検査を行います。

※危険ドラッグ

危険ドラッグは、インターネット等で入手できるため、健康被害を招く恐れのある新しい化学物質が出回っているのが現状です。危険ドラッグの作用は不明な点が多く、覚醒剤より危険とも言われています。そのため、衛生研究所には迅速な検査が求められており、高度な検査機器を導入し検査を行っています。また、必要に応じて衛生研究所で独自に分析法を開発しています。

【検査結果をもとに情報提供している例】

- ・ 感染症発生動向調査の病原体検出情報は、国への報告や保健所等関係機関への還元を行うほか、随時感染症情報センターホームページで提供しています。
- ・ 食品検査により有害な化学物質が検出された場合、その食品を摂取することによるリスクの程度を含めて検査結果を保健所等に連絡しています。
- ・ 食品理化学検査に関する情報は、全国から国立の研究機関に集められます。食品の流通はボーダーレスであるため、全国的に情報を収集する必要があります。衛生研究所でも情報提供を行っており、こうした全国の情報が食品衛生行政に活用されています。
- ・ 水道水質管理計画に基づく水質検査に関する情報は生活衛生課に提供します。提供した情報は、埼玉県のホームページで公開されており、県内水道事業者の水質管理に役立てられています。
- ・ 危険ドラッグの検査で、指定薬物やその類似成分等が発見された場合には、薬務課を通して厚生労働省に情報提供を行っており、新たに指定薬物の指定を行う際の参考になっています。

【県民等からの依頼に基づく試験・検査】

県民等からの依頼に基づいて実施する下記の検査については、埼玉県衛生試験等手数料条例に基づいて、手数料を徴収して実施しています。

(1) 井戸水等に関する検査

保健所等で県民等からの井戸水検査依頼を受付けたものについて、検査を実施します。

* 検査項目 細菌検査(2項目)・・・一般細菌、大腸菌
理化学検査(11項目)・・・全有機炭素、塩化物イオン、色度、濁度、pH値等

(2) 水道事業者からの水質検査依頼

水道事業者等からの依頼に応じて、水質検査を実施します。

* 検査項目 水質管理目標設定項目 11 項目、農薬類 41 項目

(3) 川越市保健所及び越谷市保健所からの依頼に基づく検査

川越市保健所及び越谷市保健所からの依頼検査を実施します。

(4) 放射能の検査

県民等からの依頼により、食品等の放射能の検査を実施します。

* 検査項目 セシウム 134、セシウム 137

3 試験・検査の信頼性を確保するために

近年、衛生研究所の試験・検査は、各分野において高度化しており、検査の精度を向上させ信頼性を確保することの重要性が高まっています。そこで、試験・検査の信頼性を確保するための取組みを積極的に行います。

(1) 信頼性確保部門の業務

精度管理担当は信頼性確保部門として、埼玉県衛生研究所検査業務管理規程に基づき検査部門全6担当の内部点検を実施し、適正な検査業務の運営を図ります。

特に、埼玉県衛生研究所病原体等検査業務管理要領に基づく感染症検査、PIC/S^{*1}に基づく医薬品検査、食品GLP^{*2}に基づく食品規格検査については、検査内容の確認を詳しく行う等重点的に取組みます。

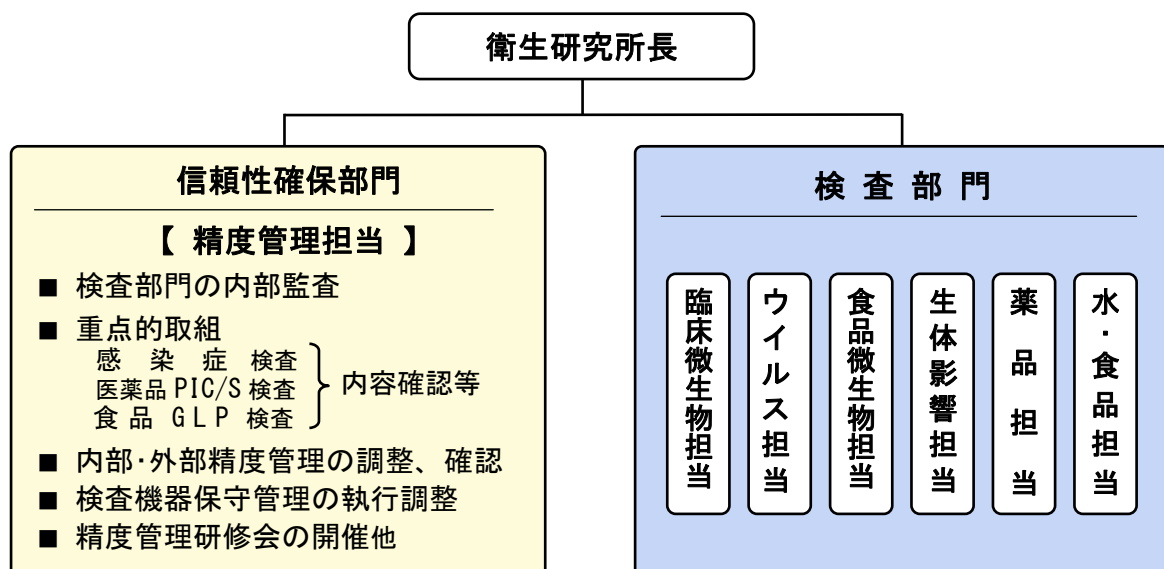
また、内部精度管理及び外部精度管理調査の調整、結果の確認・評価を行うとともに、検査機器が常に正しく稼働するよう保守管理の執行調整等を行います。

さらに、検査担当者の教育訓練として有識者を招き精度管理研修会を開催します。

*1) PIC/S：医薬品の査察分野における国際間の協定と査察品質の向上を図る枠組み
(Pharmaceutical Inspection Convention and Pharmaceutical Inspection Co-operation Scheme)

*2) 食品GLP：食品衛生検査施設における業務管理基準 (Good Laboratory Practice)

埼玉県の食品検査に関する信頼性確保業務は、食品安全課と衛生研究所の精度管理担当が協力して行っています。



試験・検査の信頼性確保体制

(2) 法令に基づく精度管理

食品衛生法及び感染症法に基づき、検査の結果が正しいものとなるよう精度管理を行います。

①内部精度管理

検査結果の精度や正確性の確認、検査担当者の技能の評価を計画的に行います。

担当名	検査項目
臨床微生物担当	感染症発生動向調査病原体検査
ウイルス担当	培養細胞の性状確認試験
	病原ウイルスの遺伝子検査
	ウイルス陽性対照定量検査
食品微生物担当	細菌数、黄色ブドウ球菌
	細菌数、E.coli、大腸菌群、黄色ブドウ球菌、腸炎ビブリオ最確数等
生体影響担当	セシウム 137
水・食品担当	食品添加物
	残留農薬
	食品添加物、残留農薬、残留動物用医薬品、重金属

②外部精度管理

外部機関が行う精度管理調査に参加します。

担当名	検査項目	外部精度管理調査業務実施機関
臨床微生物担当	感染症発生動向調査病原体検査	厚生労働省
ウイルス担当	インフルエンザウイルス遺伝子検査	厚生労働省
食品微生物担当	細菌数、黄色ブドウ球菌、サルモネラ属菌、大腸菌群	(一財) 食品薬品安全センター 秦野研究所
生体影響担当	放射性核種 12 種類	(公財) 日本分析センター
水・食品担当	食品添加物、残留農薬、動物用医薬品、重金属	(一財) 食品薬品安全センター 秦野研究所

(3) その他の精度管理

試験・検査の精度や正確性を確保し技術を向上させるために、衛生研究所が自主的に精度管理を実施します。

①内部精度管理

検査結果の精度や正確性の確認、検査担当者の技能の評価を計画的に行います。

担当名	検査項目
食品微生物担当	食中毒細菌
生体影響担当	放射性核種 9 種類
薬品担当	医薬品成分
水・食品担当	有機物（全有機炭素の量）、濁度及び色度、塩化物イオン、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素

②外部精度管理

外部機関が行う精度管理調査に積極的に参加します。

担当名	検査項目	外部精度管理調査業務実施機関
臨床微生物担当	IGRA 検査 (QFT 検査、T スポット検査)	試薬メーカー(キアゲン、オックスフォードイムノテック)
生体影響担当	放射性核種 12 種類	(公財) 日本分析センター
薬品担当	医薬品	厚生労働省
水・食品担当	濁度、トリクロロ酢酸	埼玉県水道水質管理計画連絡調整委員会
	フッ素、ホルムアルデヒド	厚生労働省

4 研修・指導

衛生研究所は、高度の専門性を有する県の機関として、衛生行政の第一線機関である保健所職員等を対象に積極的に研修を行います。

また、研修の場を活用して、衛生研究所の業務説明や意見交換を行います。

(1) 主催研修（共催含む）

- ①感染症に関する研修 5回開催予定
- ②衛生研究所セミナー 4回開催予定
- ③精度管理に関する研修 3回開催予定
- ④その他の研修

(2) 本庁各課が行う分野別専門研修への協力

(3) 講師派遣研修

県内外の公衆衛生に関する各機関・団体等に知識・技術を提供するための研修会に当所職員を講師として派遣します。

- ①県の機関（本庁・地域機関）
- ②学会・研究会等の講演・シンポジストとしての招聘
- ③その他外部機関

(4) 研修生の受入

外部機関から積極的に研修生を受け入れます。

研修対象者	期 間
医学生、獣医学生、薬学生、栄養学生等	随時
医師	随時
山西省医療衛生技術研修生	9月中旬から12月初旬までの2か月程度
川口市実務研修生	平成28年度から平成29年12月末まで（3名）
	平成29年4月から平成30年3月末まで（2名）

(5) 専門機関からの視察の受入

専門機関からの視察を随時受け入れます。

(6) 各種行政機関等の委員会への参画

行政機関等に設置されている各種の委員会に、専門家としての立場で職員が参画します。

委員会の名称	依頼元・委嘱機関等
残留農薬等分析法検討会	厚生労働省医薬食品局 食品安全部基準審査課長
薬事・食品衛生審議会 残留農薬・動物用医薬品部会	厚生労働大臣
食品用器具・容器包装 おもちゃ等の試験に係る検討会委員	厚生労働省医薬食品局 食品安全部基準審査課長
試験法委員会食品成分試験法委員	日本薬学会環境・衛生部会
ジェネリック医薬品品質情報検討会 ワーキンググループ	国立医薬品食品衛生研究所長
埼玉県土壌・地下水汚染専門委員会	埼玉県知事
健康危機管理情報支援事業運営委員会	国立保健医療科学院長

5 公衆衛生情報等の収集・解析・提供

県内の感染症患者の発生や病原体検出の情報等を、県内医療機関、保健所等に提供します。

また、保健所と連携して地域の健康情報を分析し、関連する情報提供を行う等、健康づくりに役立つ情報を積極的に提供します。

(1) 感染症発生動向に関する情報の収集、解析、提供

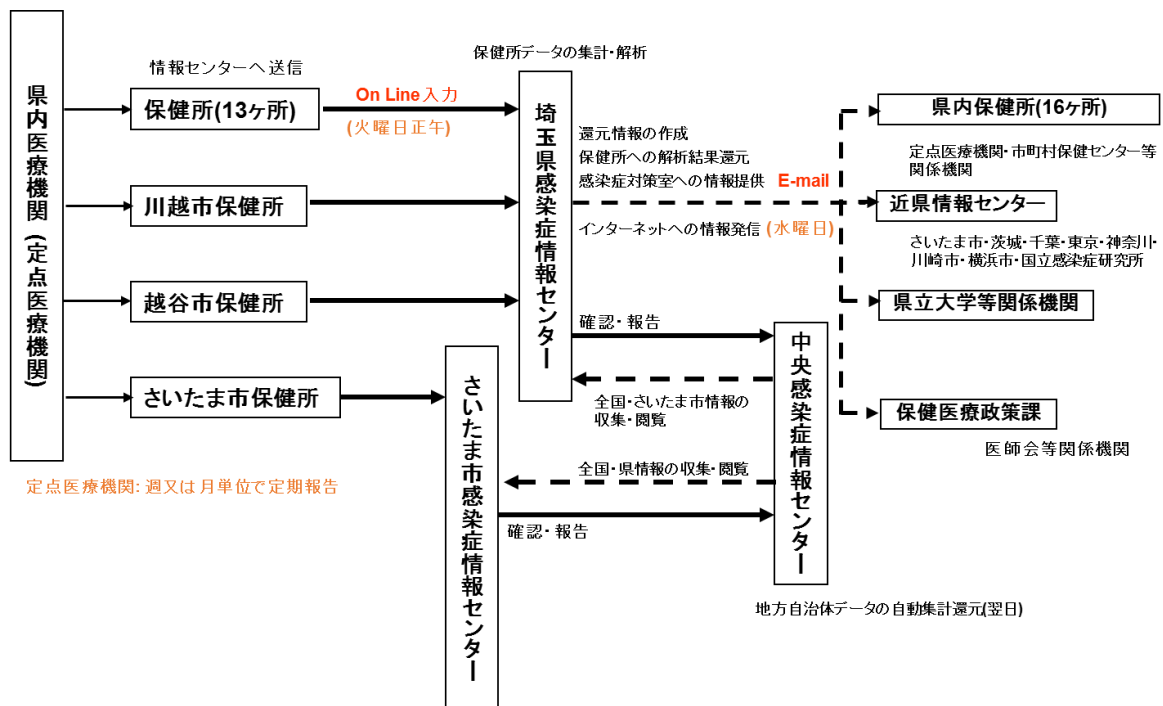
感染症に関する情報を収集し、患者の発生情報と病原体の解析情報を統合することで、正確かつ確実な流行の把握を行います。その結果を保健所、医療機関等の関係機関及び電子媒体を使用して県民等へ提供することで、感染症の流行拡大防止に努めます。

また、保健所等の行政機関や県内の教育機関等から寄せられる専門相談にも応じています。

感染症発生動向調査による患者情報の流れ

(全数・定点把握対象疾患の患者発生情報)

→ 情報収集
- → 情報還元



定点医療機関: 週又は月単位で定期報告

①感染症患者発生情報及び埼玉県病原体検出情報の提供

県内の感染症の発生状況や流行疾患の特徴等を迅速に情報発信するために、患者発生情報と病原体検出情報を統合した解析を行い「感染症患者発生情報」及び「埼玉県病原体検出情報」(SIASR : Saitama Infectious Agents Surveillance Report)を作成します。これらを各保健所を通して定点医療機関や市町村等に情報提供します。

「感染症患者発生情報」 → 週報・月報・年報提供

「埼玉県病原体検出情報」 → 毎月提供

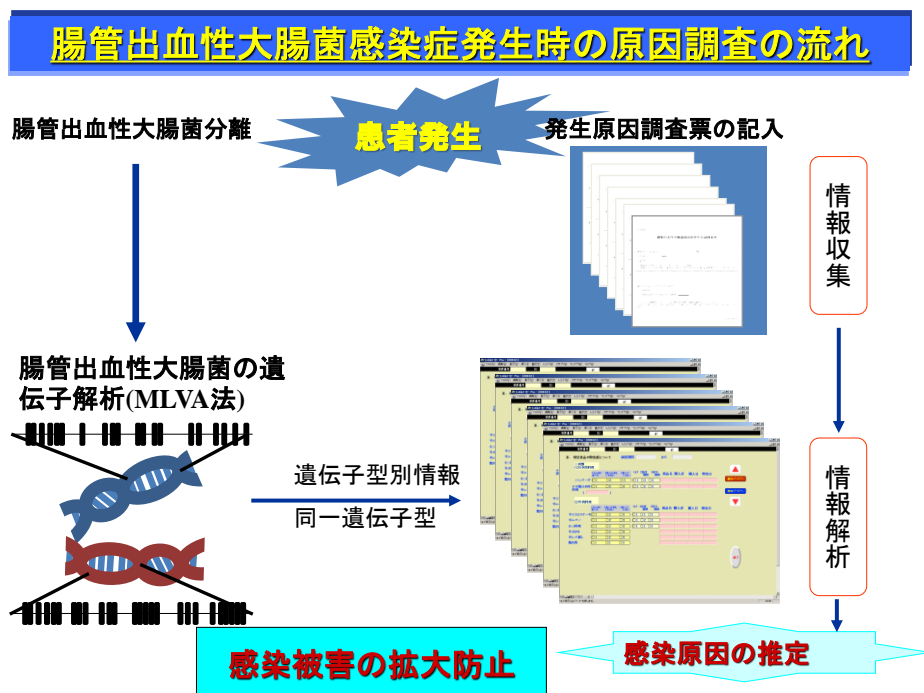
②緊急時の対応

緊急時は随時情報を提供します。

(2) 0157 等感染症に係る疫学的原因究明事業

患者発生時の疫学調査結果と腸管出血性大腸菌の遺伝子解析結果をもとにデータベースを作成し、集団発生の可能性について比較解析を行います。解析結果は、保健所等関係機関へ還元するとともに、疫学的調査の支援を行い、早期原因究明に努めます。年6回程度の速報の提供及び経年データを踏まえた年間報告書の作成を行うとともに、感染症発生時には随時情報の収集・解析・提供を行います。

また新たな遺伝子解析技術を導入します。



(3) 麻しん対策の推進

本庁との密接な連携の下、感染症情報センターとして、麻しん患者確定のための遺伝子検査、麻しん排除状態の確認及び維持のための調査支援を行います。

また、予防接種率向上のための技術協力等に取り組みます。

- * 技術協力事項 麻しん患者発生状況の迅速状況把握
麻しん患者の患者確定のための遺伝子検査の実施
資料提供及び助言等専門相談体制の整備
関係機関研修等に活用できる専門データ分析

(4) 予防接種状況の報告

予防接種法に基づく定期予防接種について、県内市町村を対象に接種状況を調査します。調査データから年齢別に基礎データを作成し、年齢階級別接種完了率等の報告書を保健所及び市町村に年1回送付して予防接種対策の推進に寄与します。

(5) 地域の健康情報の分析・提供

地域の健康情報の分析を行い、県・保健所・市町村の健康づくり事業を支援します。

① 県の計画に係る指標の算出

埼玉県5か年計画施策指標のひとつである「健康寿命」や健康長寿計画・食育推進計画・歯科口腔保健推進計画の指標を算出し、県に提供します。

② 国や県の調査の支援

「国民健康・栄養調査」の埼玉県分データを集計・解析するほか県が実施した健康に関わる調査について、データを蓄積します。

③ 市町村等の支援

特定健診・特定保健指導結果のデータを収集・解析して結果を市町村へ提供するほか、市町村や保健所がパソコンを用いて簡単に地域の健康水準を把握できる「健康指標総合ソフト」を作成し、提供します。



(6) 保健所職員等を対象とした情報紙の発行

保健所職員等を対象に衛生研究所の検査や研究に関する情報紙「えいけんインフォメーション」を発行します。

(7) 国や他自治体の衛生研究所との公衆衛生情報ネットワーク強化

国立保健医療科学院や国立感染症研究所等との関係を構築し、地方衛生研究所全国協議会を活用して他の地方衛生研究所との連携を図り、国や他自治体の情報を迅速に入手するとともに、近隣衛生研究所の公衆衛生情報部門の交流を図り、専門的人材育成とネットワークづくりの強化を行います。

6 職員の資質向上

国内外における新たな感染症等の発生や検査技術・検査機器の進歩など衛生研究所を取り巻く環境は日々変化しています。健康危機事例に備え適切に対応するためには、常に最新の情報を収集するとともに、新たな検査技術の習得など職員の資質の向上を図る必要があります。このため、研修受講や学会への派遣を通じて、今後の人材育成に努めます。

(1) 国立保健医療科学院等への派遣

国立保健医療科学院等専門研修機関が実施する研修等に、積極的に職員を派遣します。

(2) 学会等への派遣

学会や地方衛生研究所全国協議会・部会等に職員を派遣し、最新情報を収集するとともに、人的ネットワークの強化を図ります。

また、学会等での発表を通じて埼玉県衛生研究所からの情報発信を積極的に行うとともに、職員の資質の向上を図ります。

* 参加学会等

日本公衆衛生学会
衛生微生物技術協議会
全国衛生化学技術協議会
公衆衛生情報研究協議会
地方衛生研究所全国協議会
地方衛生研究所関東甲信静支部ウイルス研究部会
地方衛生研究所関東甲信静支部細菌研究部会
地方衛生研究所関東甲信静支部理化学研究部会
地方衛生研究所関東甲信静支部公衆衛生情報研究部会
日本食品衛生学会
日本食品化学学会
日本食品微生物学会
日本医学教育学会
日本ウイルス学会
日本臨床ウイルス学会
日本臨床微生物学会
日本結核病学会
日本薬学会
腸管出血性大腸菌感染症研究会
日本臨床寄生虫学会
日本性感染症学会
日本水環境学会

日本環境感染症学会
日本栄養改善学会
日本循環器病予防学会
日本衛生動物学会
全国水道研究会
日本カンピロバクター研究会
全国薬事指導協議会
日本ペストロジー学会

(3) 埼玉県健康福祉研究発表会での発表

様々な分野において行った試験・検査・研究の成果を広く保健所、市町村職員等に普及します。

(4) 所内報告会の開催

研修や研究の成果を所内で共有するため、報告会を開催します。

7 健康危機に対応する体制の構築

健康危機発生時に迅速に対応するため、衛生研究所内の危機管理体制を整えるとともに、関係機関との連携を図ります。

(1) 新たな感染症等検体の搬送体制の維持

県内でエボラ出血熱や鳥インフルエンザ等が発生した場合、国立感染症研究所へ検体を搬送するため、24時間365日対応の搬送体制を維持します。

(2) シミュレーション訓練の実施

県内で健康危機が発生した場合を想定して、健康被害事故発生時の対応マニュアルに基づき、シミュレーション訓練を行います。

(3) 県内政令市、中核市との連携

県内で大規模かつ広域的な健康危機が発生した場合、相互の検査に係る協力、連携を迅速に行うため、埼玉県、さいたま市、川越市、越谷市の4県市で協定を締結しています。この協定に基づく協力体制を円滑に推進するため、連絡担当部門による連絡調整会議や合同研修会を実施します。

8 産学官連携及び県民に開かれた研究所

平成 26 年度から進めてきた大学、企業等との共同研究を継続して実施するとともに新たな連携のための情報交換を積極的に行います。

また、県民の皆様には衛生研究所の役割や業務を理解していただき、開かれた衛生研究所を実感できる機会の創出や広報の充実に努めます。

さらに、県民の疾病予防、健康の保持・増進のため、専門機関としてタイムリーかつ信頼のおける様々な健康情報の提供を行います。

(1) 産学官連携の取組み

大学、企業、研究機関、団体、国・市町村等と連携を図り、共同研究等地域における新たな貢献活動を積極的に進めます。

(2) 講演会・研修会・イベントの開催

県民に開かれた試験研究機関として、県民公開講座や夏休み親子科学教室の開催、県庁オープンデーへの出展等、衛生研究所を周知する機会の創出に努めます。

(3) 見学の受入れ

県民広報展示室を活用し、所内見学を積極的に受け入れます。

(4) ホームページの充実

衛生研究所ホームページの充実と、疾病予防、健康保持・増進に役立つ情報を県民に提供します。

感染症情報のページは毎週 1 回更新するとともに、緊急時は随時情報提供を行います。

